

令和5年10月27日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、パンフィックコンサルタンツ株式会社（所在地 東京都千代田区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

- 総務部契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）
- 総務部契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）
- 企画部技術管理課 課長 荒井 幸雄 （内線：3311）
- 企画部技術管理課 課長補佐 長谷川 勇人 （内線：3315）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

- 総務部契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）
- 総務部経理調達課 課長 野路 靖雄 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-22

2. 指名停止措置期間

令和5年10月27日から令和5年11月26日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、東京外かく環状国道事務所発注の「H26外環大泉JCT地区構造物設計業務」において、東京外かく環状道路（関越～東名）の大泉JCT地区の施工にあたり、仮設構造物の詳細設計を実施したが、当該区間の本線トンネル工事を実施するネクスコ東日本から、当該地中壁をシールドマシンが通過する際にシールドマシン前面のカッターが鋼材に接触したとの報告を受けたため、当該業者にて設計内容を確認したところ、切削可能壁の中心位置が本来のトンネル中心位置と異なる設計成果となっていることが判明した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、過失による粗雑業務を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。また、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日 建設省厚契発第33号）に該当する。

<指名停止等の措置要領別表第1第2号>

措置要件	期間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内